

「大江町緊急通報体制整備事業」

緊急通報装置を無償貸与します。

一人暮らし高齢者等の緊急時における連絡手段の確保を図り、生活のための不安を解消し安心して暮らせる生活環境を築くための支援として、緊急通報装置を無償貸与します。

要件に該当し、本事業の利用を希望する方は、健康福祉課に申請してください。

☆ 対象となる方の要件 ☆

以下の要件すべてに該当する方が対象となる方です

- 大江町に住所を有していること
- 緊急通報装置の設置場所が、現に居住している住居であること
- 町民税が課税されていないこと
- 一人暮らしの高齢者、一人暮らしの身体障害者、またはこれに準ずると町長が認めた者であること

申請書類及び提出先

- 「大江町緊急通報体制整備事業利用申請書」に必要事項を記入のうえ、大江町役場健康福祉課 福祉係へ提出してください。

※申請書は役場健康福祉課にも準備しております。

受けられる支援の内容

- 緊急時、簡単な操作で通報できる機器を無償で貸与します。
- 通報を受けた場合、委託事業者が対象者へ連絡し安否確認を行います。
⇒応答が無い場合は、委託事業者のガードマンが駆けつけ、現場の確認を行い必要な措置を取ります(救急車の要請等)。
- 対象者宅のトイレ等のドア(毎日開閉するドア)に機器を設置し、一定時間ドアの開閉が無かった場合、自動的に委託事業者へ通報されます(通報を受けた委託事業者が対象者の安否確認を行います)。
- 対象者へは委託事業者が電話で安否確認を月1回行います。
- 対象者は24時間365日、生活等に関する電話相談(通話料も無料)を利用できます。



委託事業者 本事業は「ALSOK山形株式会社」に委託して実施します。

問合せ先 大江町役場 健康福祉課 福祉係 電話62-2285